

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、文化芸術の振興・普及活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統芸能の保存と振興を図るとともに、我が国における現代舞台芸術の振興と普及を図ることにより、芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とし、芸術文化振興基金及び8つの劇場・施設を通してさまざまな業務を行っています。

今回の公募の対象である理事長は、振興会（役職員約 390 名）を代表して、法人全体の運営業務を総理するとともに、我が国における芸術文化振興の中核的拠点としての使命をより一層効率的かつ効果的に推進することが求められます。

そのため、芸術文化に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営することができる、人格高潔で高い倫理観を持ち、リーダーシップを発揮して中期目標を達成するための計画を確実に実施できる能力を有する者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人日本芸術文化振興会

（法人の業務概要）

振興会は、昭和 41 年 7 月、特殊法人国立劇場として設立され、伝統芸能の保存及び振興のための事業、伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究などを展開してきた。

その後、平成元年及び平成 2 年の法律改正により、現代舞台芸術に関する事業及び文化芸術活動に対する助成事業が追加された。これに伴い、名称を特殊法人日本芸術文化振興会に改称した。さらに平成 15 年 10 月に、組織形態を独立行政法人に移行し、現在、5 年毎に文部科学大臣が定める中期目標、それを達成するため策定する中期計画に基づき、「文化芸術活動に対する援助」、「伝統芸能の保存及び振興」、「現代舞台芸術の振興及び普及」の各事業を行っている。

主な業務内容は以下のとおり。

- （1）文化芸術活動に対する援助を行うこと
- （2）伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと
- （3）伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと
- （4）伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。
- （5）劇場施設を伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及を目的とする事業の利用に供すること。
- （6）その他以上の事業に附帯する業務を行うこと。

2. ポスト：理事長1ポスト 1名

＜任期：令和5年4月1日～令和10年3月31日※＞

※独立行政法人通則法第二十一条第一項等の規定に基づき、任命の日から現に主務大臣が法人に指示している中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

振興会の基本的な経営方針を立案し、文部科学大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、以下の運営管理業務（役職員約390名）を総理するとともに、役職員の指揮監督、業務運営のマネジメント、コスト縮減のための取り組み、関係機関との調整を行う。

具体的には以下のとおり。

ア 振興会の経営

文部科学大臣の認可を受けた中期計画及び文部科学大臣に届け出た年度計画に基づいて振興会が行う業務全体を総理する。その際、強いリーダーシップを発揮し、経営資源の効率的な配分、国内外の社会の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに経営リスクの管理を行う。

イ 内部統制等

振興会を代表して、適時適切な意思決定を行うとともに、振興会評価委員会及び振興会評議員会を通じて、振興会の経営や業務運営に関して外部有識者の意見を聴き、これを振興会の運営に反映させる。

また、役職員のコンプライアンス（法令順守）の徹底を図るとともに、振興会業務運営に関する内部統制機能を適切に維持する。

ウ 外部関係機関との連携

国内外の文化施設、政府諸機関、民間企業、地方公共団体等の関係機関と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

また、現在策定中の次期中期目標（期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）を達成するための次期中期計画に基づき業務を確実に実施する。国立劇場については、令和5年10月末をもって閉館し、PFI事業による再整備を進めることになっており、再整備期間中においても伝統芸能の保存及び振興を図る国立劇場がこれまで果たしてきた役割・事業（他館において実施する主催公演事業等を含む）を継続するとともに、再整備後には文化観光の中核的拠点として機能することが求められることを踏まえて取り組みを進める。

※独立行政法人日本芸術文化振興会の劇場・施設

国立劇場再整備のため、①②③は令和5年10月末をもって閉館

① 国立劇場（東京都千代田区）

歌舞伎、文楽などの伝統芸能公演の上演、伝承者の養成等を行う。

- 大劇場 主な公演：歌舞伎、舞踊、民俗芸能、声明、雅楽
- 小劇場 主な公演：文楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、雅楽

② 国立演芸資料館（国立演芸場）（東京都千代田区）

落語、講談等の大衆芸能公演の上演、伝承者の養成、資料の展示等を行う。

- 演芸場 主な公演：大衆芸能
- 演芸資料展示室

③ 伝統芸能情報館（東京都千代田区）

伝統芸能の調査研究、資料の収集・展示等を行う。

- 情報展示室 伝統芸能情報等の検索・閲覧、博物展示等

④ 国立能楽堂（東京都渋谷区）

能・狂言の公演の上演、伝承者の養成、能楽資料の収集・展示等を行う。

- 能舞台 主な公演：能、狂言
- 資料展示室 能楽資料の展示

⑤ 国立文楽劇場（大阪府大阪市）

文楽を中心とした伝統芸能公演の上演、伝承者の養成、資料の収集・展示等を行う。

- 文楽劇場 主な公演：文楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、大衆芸能
- 小ホール 主な公演：大衆芸能、その他（公演記録鑑賞会）
- 資料展示室 芸能資料の展示

⑥ 国立劇場おきなわ（沖縄県浦添市）

組踊、琉球舞踊などの沖縄伝統芸能の上演、伝承者の養成、資料の収集・展示等を行う。

- 大劇場 主な公演：組踊等沖縄伝統芸能
- 小劇場 主な公演：組踊等沖縄伝統芸能
- 資料展示室 組踊等沖縄伝統芸能資料の展示

⑦ 新国立劇場（東京都渋谷区）

オペラ、バレエなどの現代舞台芸術の上演、実演家その他の関係者の研修等を行う。

- オペラ劇場 主な公演：オペラ、バレエ
- 中劇場 主な公演：演劇、現代舞踊
- 小劇場 主な公演：オープンステージによる上演形式を持つ現代舞台芸術

⑧ 舞台美術センター（千葉県銚子市）

新国立劇場の公演に使用する舞台美術、衣裳等の保管及び展示等を行う。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・ 当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・ 伝統芸能から現代舞台芸術に限らず文化芸術の振興・普及に至る幅広い知見を有し、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、振興会の組織規模に適した管理運営を行うのに十分な指導力、経営能力を有していること。
- ・ 民間企業や国、外国政府の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：法人本部（東京都千代田区隼町4-1）
- (3) 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- (4) 給与：年収約1,800万円(税込)、通勤手当等
- (5) 福利厚生：健康保険、厚生年金等
- (6) 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり

6. 選考方法

公募により以下のとおり選考する。

- ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ② 二次選考（面接審査）
- ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て文部科学大臣が任命

7. 応募方法

(1) 応募書類等

- ① 履歴書
- ② 自己アピール文書
 - ・ A4で2枚以内。2,000字程度。
 - ・ 自身が当該ポストに適任であることを示すため、当法人の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。

(2) 応募先

① 郵送で応募する場合

封書に「日本芸術文化振興会 理事長 応募書類」と朱書きにて明記の上、以下に郵送願います。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係

② メールで応募する場合

以下の事項を記載し、上記（１）の応募書類等のデータを添付し、jinjini@mext.go.jp までメールにてお送りください。

<メール件名>：日本芸術文化振興会 理事長 応募書類

<本文に記載する内容>：

- ・氏名（ふりがな）
- ・電話番号（携帯電話可）

（３）応募期限

令和４年１２月１５日（木）必着

8. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長になることができません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○独立行政法人通則法

（役員欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員兼職禁止）

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

9. 問合せ先

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係 03-5253-4111(内線：2134)

この他、役員職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL：http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html